

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「遊休資産を再生し、シェアすることで社会に価値を創造する」という企業理念のもと、空間に限らず多様な資源に新たな役割を与える事業を展開しています。

再生とシェアという当社の基本的アプローチは、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築することが不可欠であると認識しております。

かかる信頼関係構築のために、さらなる経営の効率化と透明性の向上、法令遵守の徹底と監督機能の充実に努め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るというコーポレートガバナンス・コードの趣旨を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リバ - フィ - ルド	20,347,900	53.48
株式会社井門コーポレーション	2,543,100	6.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,202,200	5.78
河野 貴輝	1,861,200	4.89
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,030,800	2.70
RIVER FIELD CO., LTD.	805,000	2.11
GOVERNMENT OF NORWAY	535,600	1.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	367,600	0.96
野村證券株式会社	252,118	0.66
住友生命保険相互会社	195,000	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無

株式会社リバ - フィ - ルド

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社リバーフィールドは、当社代表取締役 河野 貴輝の資産管理会社です。

3. 企業属性

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
元谷 芙美子			元谷芙美子氏は、当社の取引先であるアパホテル株式会社の業務執行者であります。その取引については法定の手続きを経て実行しております。そのため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	経営するホテルを日本最大級のチェーングループに成長させた実績があり、宿泊事業経営に関する豊富な経験を有しております。2021年5月の就任以来、宿泊事業に関する高い見識を活かした多岐にわたる助言及び意見を取締役に提言することで、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献していることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと期待しております。
小林 栄三			小林栄三氏は、過去に当社の取引先である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	世界各地で事業を展開する総合商社の経営のトップとして培った多角的なグループ企業の統率における経験や、経営に関する高い見識を有しております。企業経営に関する実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけるものと期待しております。
曾我部 義矩			曾我部義矩氏は、過去に当社の取引銀行である株式会社あおぞら銀行および取引先である東急リパブル株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	金融業界にて培った財務業務の経験とその後の不動産業界における豊富なマネジメント経験を有しており、幅広い見地から客観的・中立的な監査をしていただいております。以上のことから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待しております。
長與 明子				公認会計士及び税理士として長年にわたり会計監査、税務等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、幅広い見地から客観的・中立的な監査をしていただいております。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計に精通しており、今後も監査等委員である社外取締役として、その職務の執行を適切に遂行いただけるものと期待しております。
古瀬 智子				弁護士として長年にわたり訴訟、M&A業務、グループ再編等に従事し、企業法務の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、幅広い見地から客観的・中立的な監査をしていただいております。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としてその職務の執行を適切に遂行いただけるものと期待しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、必要に応じて監査等委員会の業務補助のために監査等委員会スタッフを置くことといたします。なお、その人事と評価については監査等委員会の意見を尊重して決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求めることで、監査の実効性・質的向上を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格要件を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

2021年より、当社グループの中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること等を目的として、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。(従前、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めること等を目的としてストックオプション制度を導入していましたが、こちらは廃止します。なお、既に付与済みのストックオプションは残存します)

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、使用人の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

代表取締役社長 河野 貴輝については報酬等の総額が1億円以上であるため、有価証券報告書において個別に開示しております。その他の取締役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役報酬は、月例の固定金銭報酬とし、各取締役の役位、職責等に応じて設定する。

2.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式を付与するものとする。

株式の種類は当社普通株式とし、当社と対象取締役の間では譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

譲渡制限付株式の導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないものとする。既に付与済みのストック・オプションは残存するものとする。

3.基本報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、固定金銭報酬を基本とする。非金銭報酬は取締役会での検討を行う。取締役会(4.の委任を受けた代表取締役社長)は、取締役会の検討結果を尊重の上、当該取締役会で示された種類別の報酬割合の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

4.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額は、取締役会が、代表取締役社長に対して、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬の個人別割当数その他具体的な内容の決定の委任を行う旨の決定を行い、当該委任に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別報酬額を決定するものとする。

取締役の個人別報酬額の決定にあたり、代表取締役社長は他の常勤取締役と協議し、当社グループの経営戦略達成に向けた各取締役の役割に応じて決定するものとする。

なお、当社は退職慰労金制度及び業績連動報酬制度は有しておりません。

2)監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議によって決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会付議事項につきましては、法務部より資料を事前に配布して、検討をする時間を十分に確保するとともに、社外取締役に対して経営企画部その他議案を上程した部署より事前説明を行っております。また、監査等委員である取締役の業務を、必要に応じて法務部スタッフが補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2025年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の一部変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しています。

当社の現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりです。

取締役会

当社の取締役会は、業務執行に対する監督機能を強化しつつ、迅速かつ適切な意思決定を行うための機関として、取締役8名(うち社外取締役5名)で構成されています。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項の決議を行っています。

取締役会では、経営戦略や中期経営計画の策定・見直し、事業投資、人事・組織に関する重要事項、リスク管理・内部統制の方針等、会社経営の根幹に関わる幅広いテーマについて検討・決議を行っています。第21期における取締役の出席状況については、全取締役が高い出席率を維持しております。

また、業務の効率的かつ機動的な執行を図るため、執行役員制度を導入しており、現在7名の執行役員(うち3名は取締役を兼務)が、各部門の

業務執行を担っております。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、善意かつ重大な過失がない場合には損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、その責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監督する機関として、監査等委員である取締役3名(全員が社外取締役、うち1名は常勤)で構成されています。監査等委員会は、原則として毎月1回開催され、取締役の法令及び定款の遵守状況、業務執行の適正性及び妥当性について監査を実施しております。

監査等委員会においては、年度ごとに監査方針及び監査計画を策定し、これに基づき、取締役会等の重要会議への出席、業務執行部門からのヒアリング、重要な書類の閲覧、内部監査部門及び会計監査人との連携等を通じて、取締役の職務執行状況を継続的に監査しております。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施することにより、経営判断の適正性の確保にも努めております。

監査等委員会の監査機能を補完・支援する体制として、社内に補助スタッフを配置するなど、必要な情報収集や事務支援体制の整備を進めております。

監査等委員である社外取締役は全員、企業経営、法律、財務・会計等の分野において豊富な経験と専門的知識を有しており、その中には財務及び会計に関する十分な知見を有する者を1名以上含めております。これにより、監査等委員会による実効性の高い監査体制を構築しております。なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査等委員である社外取締役との間で、善意かつ重大な過失がない場合には損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、その責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役及び代表取締役社長が指名する執行役員により構成されており、原則として隔週で開催されています。経営会議では、重要な経営課題に関する協議を通じて、代表取締役社長の意思決定を補佐するほか、全社的に共有すべき戦略的・横断的な課題についても活発な意見交換を行い、意思疎通と情報共有の強化を図っております。

会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同法人が会計監査業務を実施しています。現在、当社の監査業務に従事している業務執行社員は以下のとおりです。

氏名:公認会計士 杉原伸太郎

公認会計士 後藤久美子

継続監査期間:12年

なお、当社と有限責任監査法人トーマツ、並びにその業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置しており、同室に所属する内部監査担当者が、内部統制システムの有効性や業務の適正性・効率性を確保することを目的として、内部監査を実施しております。

内部監査は、内部監査年間計画に基づいて実施され、同計画については代表取締役社長の承認を得た上で進められます。監査に際しては、事前に監査対象部門へ監査通知書を送付し、必要な事前調整を経た上で実施します。監査終了後には、監査結果をとりまとめた内部監査報告書を代表取締役社長に提出するとともに、監査等委員会及び取締役会にも報告を行っております。

なお、監査結果において改善が必要と判断された事項については、監査対象部門に対して是正措置を求め、必要に応じてフォローアップ監査を実施することにより、改善状況の確認と継続的な内部統制の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2025年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の一部変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しています。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能の一層の強化とより機動的な意思決定の実現により、コーポレート・ガバナンスの充実を促進することを目的としています。

また、過半数の社外取締役の選任を実施することで、多角的な視点からの意見交換が進むとともに、経営判断の客観性、公正性が確保されています。

この体制は、経営環境の変化に迅速に対応し、透明、公正かつ果敢な意思決定及び効率的かつ適正な業務執行を行うための最適な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、可能な限り早期の招集通知発送を目指しております。また、発送日前に東京証券取引所ウェブサイト及び当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を可能な限り避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネットによる議決権行使が可能となるよう検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を個人投資家向けにオンラインで配信しております。個人投資家向けの定期的な説明会やセミナーの実施も今後検討いたします。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び通期の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家との面談を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に国内外で海外の機関投資家との面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専用サイトを設置し、決算情報、その他適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会の動画・補足資料、株主向け情報といった情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート戦略&コミュニケーション部をIR活動担当部署とし、コーポレート戦略&コミュニケーション部長をIR活動の推進責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業クオリティの向上を目指しています。</p> <p>上記の目的を達成するため、当社ではコンプライアンス規程及びコンプライアンス原則を定め、主に以下の内容を規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公器性の高い企業として社会と共にあることを自覚し、法令の遵守と公正な社会的ルールの尊重を優先し、高い倫理観を持って企業活動を行う。 経営内容、事業活動状況等の情報開示は、関係法令等に従い、正確かつタイムリーに行う。 インサイダー取引規制に違反する行為や、その疑いを招く行為は行わない。 他人が有する知的財産権を尊重する。 顧客、株主、関係他社の社員等の個人情報の漏洩及び目的外利用を禁止する。 顧客情報及び第三者より開示を受けた秘密情報は、尊重すべき企業の重要な財産であり、その秘密性を維持するために必要な対策をとる。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動やCSR活動等の実施を検討するにあたり、サステナビリティ方針を策定いたしました。詳細は当社コーポレートサイト(https://www.tkp.jp/sdgs/)をご参照ください。</p> <p>また、2025年2月28日に、グループのサステナビリティの取り組みを体系的かつ継続的に展開するため、サステナビリティ委員会を設置いたしました。本委員会は、取締役CFOを委員長とし、経営企画を担当する執行役員並びに当社グループにおける上場子会社の取締役若しくは執行役員(各社1名以上)が委員を務めております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2025年5月30日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制(以下「内部統制システム」という。)に関する基本方針について、次のとおり改定決議いたしております。

この基本方針に則って、今後も実効性あるさらなる内部統制システムの整備・運用を進め、業務執行の有効性及び効率性、正確性、法令遵守を確保し、企業価値の向上を図っていく所存です。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理については、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程に従って対応する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は当社代表取締役社長の下、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営企画部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役その他検討事項に応じた責任者が出席する経営会議を開催することにより当社グループの業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。

業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画・予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、職務権限規程及び業務分掌規程を整備することで、業務執行の責任と権限を明確にする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営を確保する。

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

取締役及び使用人はコンプライアンス規程に則り行動する。

コンプライアンス体制の維持のために内部監査室は内部監査を実施する。内部監査の重要監査領域としてコンプライアンスにかかる監査を実施する。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

当社は、直接出資する子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業内容、規模、上場の有無を勘案のうえ、当社に対する経営上の重要事項等の承認、報告を義務付ける。

子会社ごとの管掌役員を定めて子会社の経営管理及び指導にあたりるとともに、各子会社には原則として取締役を派遣してリスクを管理し、業務の適正を確保する。

子会社を通じて間接的に出資する子会社に関しては、当該子会社をして経営管理及び指導にあたらせることにより、リスクを管理し、業務の適正が確保されるように努める。

当社は、子会社の事業内容、規模、上場の有無を勘案のうえ、間接部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築するよう努める。

原則として各子会社に取締役を派遣し、当該取締役及び当社監査等委員が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。

子会社の業務活動全般は内部監査の対象とする。

内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役及び使用人等からも直接に通報が行える体制をとる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査等委員会の業務補助のために監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事と評価については監査等委員会の意見を尊重して決定する。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生する又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査等委員会に報告する。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

子会社も含めたグループ共通の内部通報制度を設け、子会社の取締役、監査役及び使用人等からの通報も受け付ける。

内部通報制度の窓口には監査等委員を置く。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程及び内部通報規程を設け、当該報告を監査等委員会へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行において生ずる必要な費用については、請求により速やかにこれを支払う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査等委員会は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求める。

当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針としております。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査要領に基づき、原則的に取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。

なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加入を機に、従業員への啓蒙活動の実施及び警察や顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っております。

その他

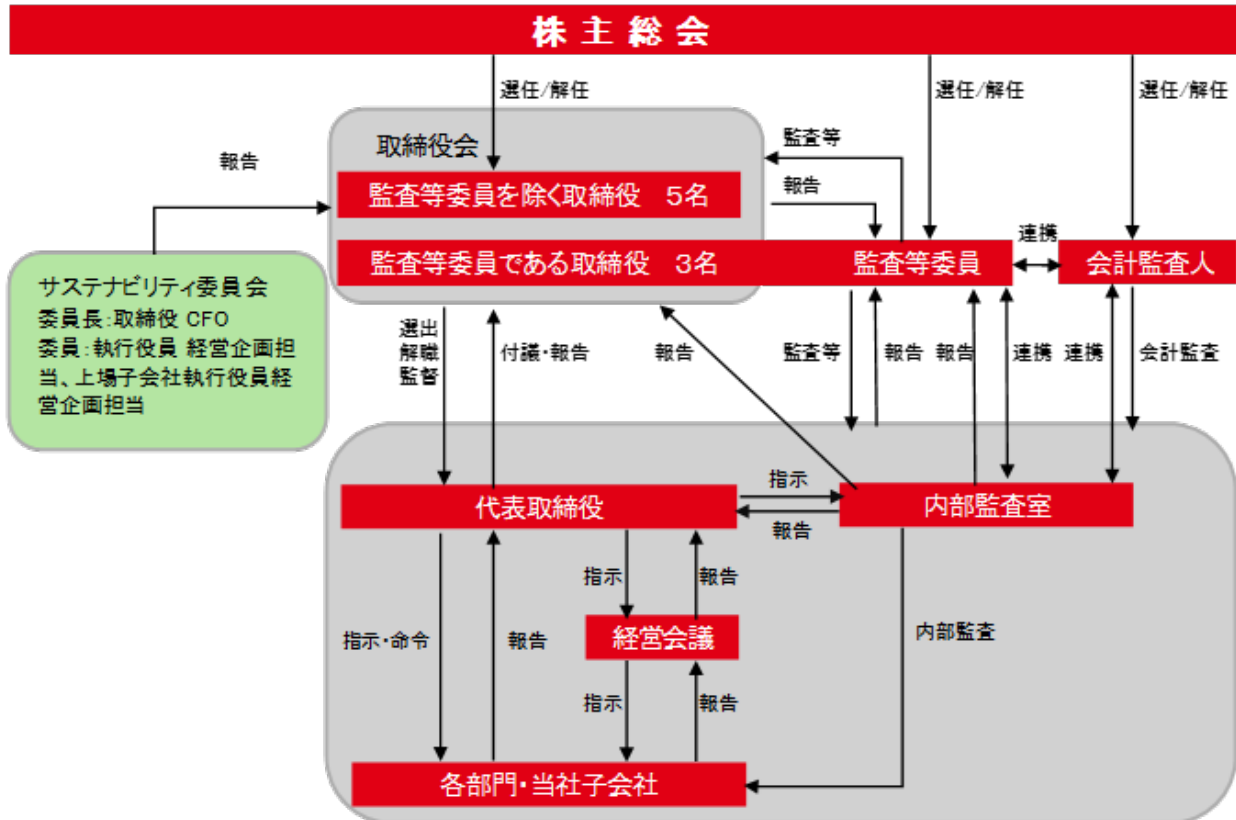
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

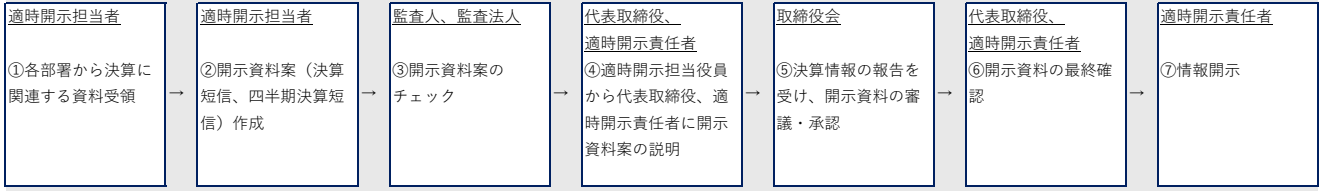
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

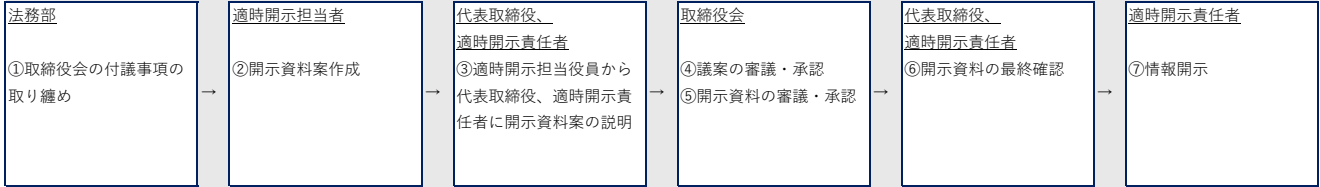


【適時開示体制の概要（模式図）】

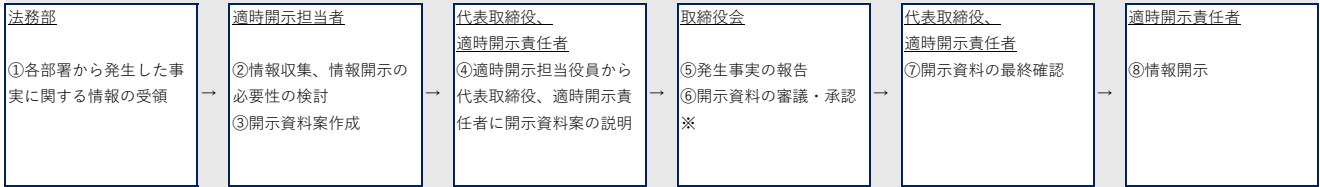
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付